

補償保険制度について

雲仙市サポートセンターでは、援助活動中の事故などに備えるために、「依頼子供傷害保険」「サービス提供会員傷害保険」「賠償責任保険」「研修・会合傷害保険」「移動サービス専用自動車保険」「お見舞い金制度」に加入しております。

1. 依頼子供傷害保険

依頼子どもが、保育サービスを受けている間や、保育サービスを受けるため自宅とサービス提供会員（以下「協力会員」という。）宅や保育所等への往復途上（通常経路）において、急激かつ偶然な外来の事故によって傷害を被った場合に、協力会員の過失の有無に関わらず保険金をお支払いします。なお、本保険は傷害保険のため、ケガで入院したり、亡くなったりした場合等を補償する保険です。

事由	補償額	備考
死亡	300万円	事故日含め180日以内の死亡
後遺障害	程度により 300万円～12万円	事故日含め180日以内の後遺障害発生
入院（1日）	3,000円	事故日含め180日以内で30日分を限度
手術保険金	3,000円 ×10倍（入院中の手術） または5倍（入院以外の手術）	事故日含め180日以内の手術に限る。 また、1事故に基づく傷害について、1回の手術に限る。
通院（1日）	2,000円	事故日含め180日以内で90日分を限度

（補償例）

- ・ 依頼子どもが、階段から落ちてケガをした。
- ・ 依頼子どもが、犬にかまれてケガをした。
- ・ 依頼子どもが、車に乗っていて自動車事故に遭いケガをした
- ・ 協力会員が作った料理を食べた依頼子どもが、ウイルス性食中毒を発症した。

（対象とならない主な例）

- ・ 故意または重大な過失、自殺行為、犯罪行為または闘争行為によって被った傷害
- ・ 酒気帯び運転、無資格運転中に被った傷害
- ・ 脳疾患、疾病または心神喪失によって被った傷害
- ・ 地震もしくは噴火またはこれらによる津波によって被った傷害
- ・ 戦争、暴動などによって被った傷害
- ・ むちうち症や腰痛などで医学的他覚症状がないもの。
- ・ その他「急激かつ偶然な外来」の条件を欠くもの（靴ずれ、しもやけ、日焼け、熱中症など）

2. サービス提供会員（協力会員）傷害保険

協力会員が、保育サービスの提供中や、保育サービスを提供するため自宅と保育所等への往復途上（通常経路）において、急激かつ偶然な外来の事故によって傷害を被った場合に保険金をお支払いします。

なお、本保険は傷害保険のため、ケガで入院したり、亡くなったりした場合等を補償する保険です。

事 由	補 償 額	備 考
死亡	500万円	事故日含め180日以内の死亡
後遺障害	程度により 500万円～20万円	事故日含め180日以内の後遺障害発生
入院（1日）	3,000円	事故日含め180日以内で180日分を限度
手術保険金	3,000円 ×10倍（入院中の手術） または5倍（入院以外の手術）	事故日含め180日以内の手術に限る。 また、1事故に基づく傷害について、1回の手術に限る。
通院（1日）	2,000円	事故日含め180日以内で90日分を限度

（補償例）

- ・ 協力会員が、走ってくる依頼子どもを受け止めようとして支えきれず転んでケガした。
- ・ 協力会員が、依頼子どもを送った帰宅途中に雨に濡れた階段で滑ってケガをした。
- ・ 協力会員が、依頼子どもを乗せた車を運転中に自動車事故に遭いケガをした。
- ・ 協力会員が作った料理を、依頼子どもと一緒に食べていたところ、協力会員がウイルス性食中毒を発症した。

（対象とならない主な例）

- ・ 故意または重大な過失、自殺行為、犯罪行為または闘争行為によって被った傷害
- ・ 酒気帯び運転、無資格運転中に被った傷害
- ・ 脳疾患、疾病または心神喪失によって被った傷害
- ・ 地震もしくは噴火またはこれらによる津波によって被った傷害
- ・ 戦争、暴動などによって被った傷害
- ・ むちうち症や腰痛などで医学的他覚症状がないもの。
- ・ その他「急激かつ偶然な外来」の条件を欠くもの（靴ずれ、しもやけ、日焼け、熱中症など）

3. 賠償責任保険

ファミリー・サポート・センターまたは協力会員（被保険者）が、保育サービス等の提供中に他人（依頼子どもを含む。協力員と同居の親族を除く。）の身体または生命を害したり、財物を損壊したことにより法律上の損害賠償責任を負った場合に保険金をお支払いします。また、保育サービス等利用者からお預かりし、保育サービス等提供場所内あるいは保育サービス等に使用するために保育サービス等提供場所外で管理している現金及び子ども預かりに必要な日用品を保険期間中に損壊・紛失または盗取・搾取された場合の、所有者に対する法律上の賠償責任も補償対象となります。

事 由	てん補限度額（補償額）
施設賠償責任保険	対人・対物合算 1名・1事故 2億円
生産物賠償責任保険	対人・対物合算 1名・1事故・保険期間中 2億円
初期対応費用	1事故 1,000万円
訴訟対応費用	1事故 1,000万円

受託者賠償責任保険	1 事故・保険期間中 1 0 万円
個人情報漏えい保険	【賠償責任部分】 1 請求・保険期間中 5 0 0 万円 【個人情報漏えい対応費用部分】 1 請求・保険期間中 5 0 万円

(注) 初期対応費用：担当者の派遣費用・事故現場の保存費用等を賠償責任の有無にかかわらずお支払いします。また、見舞金・見舞品は対人事故の場合に限ります。

(補償例)

- ・ 協力会員の不注意でお湯がこぼれ、依頼子どもに大やけどをさせたことにより賠償責任を負った (施設賠償責任)
- ・ 協力会員が提供 (調理) した食事やミルクが原因で、依頼子どもが食中毒を起こしたことにより賠償責任を負った (生産物賠償責任)
- ・ 依頼会員から預かったベビーカーを破損してしまったことに賠償責任を負った (受託者賠償責任)

(対象とならない主な例)

- ・ 保険契約者または被保険者 (補償を受けることができる方) の故意
- ・ 地震、噴火、洪水、津波または高潮
- ・ 戦争、暴動、変乱、騒じょうまたは労働紛争
- ・ 被保険者と同居する親族に対する賠償責任
- ・ 次に掲げるものの所有、使用または管理に起因する賠償責任 (施設賠償責任保険のみお支払いできません)
 - ア. 自動車、原動機付自転車または航空機
 - イ. 昇降機 (もっぱら貨物の運搬の用に供されるものを除きます。)
 - ウ. 施設外における船・車両 (原動力がもっぱら人力である場合を除きます)
 - エ. 施設外における動物

4. 研修・会合傷害保険

「研修・会合傷害保険」は、参加者が研修会や会合等に参加している間及び自宅と会場の往復途上 (通常経路) において、急激かつ偶然な外来の事故によって傷害を被った場合に保険金をお支払いします。なお、本保険は傷害保険のため、ケガで入院したり、亡くなったりした場合等を補償する保険です。

事由	補償額	備考
死亡	5 0 0 万円	事故日含め 1 8 0 日以内の死亡
後遺障害	程度により 5 0 0 万円～2 0 万円	事故日含め 1 8 0 日以内の後遺障害発生
入院 (1 日)	3, 8 0 0 円	事故日含め 1 8 0 日以内で 1 8 0 日を限度
手術保険金	3, 8 0 0 円 ×10 倍 (入院中の手術) または 5 倍 (入院以外の手術)	事故日含め 1 8 0 日以内の手術に限る。 また、1 事故に基づく傷害について、1 回の手術に限ります。
通院 (1 日)	2, 3 0 0 円	事故日含め 1 8 0 日以内で 9 0 日分を限度

(被保険者の範囲)

対象となる事業に係る研修会や会合等に参加する方全員（協力会員、依頼会員、依頼会員の子ども、アドバイザー、講師、運営スタッフ、会員以外の参加者等）

(活動例)

- ・ 会員顔合わせ（事前打ち合わせ）、研修会、交流会

(補償例)

- ・ 参加者が研修会場で転倒してケガをした
- ・ 参加者が、研修会場に向かう途中、自動車事故に遭いケガをした
- ・ 研修会場での一時預かり中に、子供同士ぶつかりケガした

(対象とならない主な例)

- ・ 故意または重大な過失、自殺行為、犯罪行為または闘争行為によって被った傷害
- ・ 酒気帯び運転、無資格運転中に被った傷害
- ・ 脳疾患、疾病または心神喪失によって被った傷害
- ・ 地震もしくは噴火またはこれらによる津波によって被った傷害
- ・ 戦争、暴動などによって被った傷害
- ・ むちうち症や腰痛などで医学的他覚症状がないもの。
- ・ 細菌性食中毒およびウイルス性食中毒
- ・ その他「急激かつ偶然な外来」の条件を欠くもの（靴ずれ、しもやけ、日焼け、日射病など）

5. 移動サービス専用自動車保険

移動サービス専用自動車保険とは、活動中、協力会員の自家用車を用いて依頼子どもの送迎等（移動サービス）を行っている間の事故について、協力会員が加入している自動車保険に優先してお支払いする保険です。

事由	補償額	備考
対人賠償責任	1名につき無制限	自賠償保険等で支払われる金額がある場合は、超過額に対してのみを支払う。
対物賠償責任	1事故につき無制限	免責金額 0円
自損事故傷害	1名につき 死亡 1,500万円 ※1 後遺障害 2,000万円 ※2 入院日額 6,000円 通院日額 4,000円	※1. 後遺障害保険金が支払われている場合は、その額を控除した残額を支払う。 ※2. 後遺障害が生じた場合、程度に応じて50万円～2,000万円を支払う。
対物超過修理費用補償	1事故につき 相手方の車1台あたり50万円	
車両保険	300万円	時価額または保険金額（300万円）のいずれか低い額を限度。

(対象となる自動車)

協力会員の自家用車等、移動サービスのために使用する自動車。

但し、移動サービスを提供する事業者が所有する自動車、または常時使用する自動車を除きます。

(補償例)

- ・ 協力会員が移動サービス活動中に事故を起こし、通行者を死傷させた
- ・ 協力会員が移動サービス活動中に事故を起こし、相手の運転手・同乗者を死傷させた
- ・ 協力会員が移動サービス活動中に事故を起こし、相手の車や、車以外の物に損害を与えた
- ・ 協力会員が移動サービス活動中に自損事故を起こし、会員及び同乗者が死傷
- ・ 協力会員が移動サービス活動中に事故を起こし、会員の車が損傷損壊
- ・ 協力会員が移動サービス活動中に事故を起こし、停止中の車や、公共物、建物を損傷損壊させた

(対象とならない主な例)

- ・ 移動サービスの提供における合理的な経路を著しく逸脱して運行している間に生じた事故による損害・傷害

6. お見舞金制度

お見舞金制度とは、上記の保険では補償されない部分を補う目的で、女性労働協会が独自に設けた制度です。これにより、預かった子どもの加害事故、活動に起因した熱中症（熱射病や日射病）、感染症（インフルエンザやノロウィルス、新型コロナウイルス）、車での送迎中の事故についてお見舞金をお支払いします。

- ・ 以下のような場合、お見舞金を支払います

(ケガ、病気)

- ・ 協力会員の家族が預かった子どもにケガを負わされた
- ・ 協力会員又は預かった子供が熱中症にかかった
- ・ 協力会員又はその家族が預かった子どもにインフルエンザをうつされた
- ・ 協力会員及び依頼子どもが、新型コロナウイルスに感染した

(物損)

- ・ 預かった子どもに協力会員の家のものを壊された
- ・ 預かった子どもに協力会員の車を傷つけられた
- ・ 協力会員が当て逃げにあい車を傷つけられた
- ・ 協力会員の運転ミスで自分又は他者の車を傷つけた

(その他)

- ・ 不測の事態が生じ協力会員が支出を余儀なくされた（その額及び用途が社会通念上妥当だと女性労働協会が認めたものに限りです）